

政策整理番号	11	施策番号	2	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)		
対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 資源循環推進課	関係部課室	農林水産部 農産園芸環境課, 畜産課, 土木部 事業管理課, 下水道課	

政策名	循環型社会の形成			政策番号	1 - 3 - 4
-----	----------	--	--	------	-----------

施策番号	2	施策名	廃棄物の資源化によるリサイクル
------	---	-----	-----------------

施策概要	限りある天然資源の利用を抑制し、持続的発展を可能とする循環型社会の形成を推進するため、リサイクル関連産業の振興を図るとともに、廃棄物の資源化によるリサイクルの促進を目指します。		
------	--	--	--

政策評価指標 / 達成度	産業廃棄物再生利用率	A	ごみのリサイクル率	B

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果							活動(事業) によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	農業用廃プラスチック適正処理推進事業 【農産園芸環境課】	農業者, 市町村, 農協	関係者に対する研修会を開催するとともに、市町村が行うパンフレット配布の支援を行った。	配布パンフレット数(枚)	120,000	21,700	119,000	研修会、啓発パンフレットを通じ、回収・再生処理への取組を促進した。	再生処理量(t)	812	945	794
					1,477	950	330					
					0.0	0.0	0.0					
2	建設副産物再生利用促進事業 【事業管理課】	建設事業者	建設副産物情報交換システムの運用及び廃棄物搬出量の把握を行った。	建設業からの廃棄物搬出量(千t)	744	833	716.9	建設副産物の情報交換を促し、建設廃棄物の再資源化・再利用を促進させる。	建設物廃棄物の再生利用率(%)	98	98	98
					6,180	1,328	3,663					
					8.3	1.6	5.1					
3	みやぎエコファクトリー立地促進事業(再掲) 【資源循環推進課】	事業者	みやぎエコファクトリーに立地する企業に対し、奨励金を交付した。	立地企業数(社)	2	10	2	リサイクル産業の振興を図る。	立地企業数(社)	2	10	2
					52,160	297,727	400,124					
					26080.0	29772.7	200062.0					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	有効	概ね効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・国は廃棄物の排出抑制、適正処理と再生利用に係る各種法令の整備・施行や各種補助金等による基盤整備の枠組みを作成、県は、県民、市町村、事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発及び支援、市町村は地域住民、一般廃棄物の排出事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発、民間団体は廃棄物の排出抑制、適正処理と再生利用に係るシステムや体制整備の一端を担っており、役割分担は適切、県の関与は妥当である。 ・また、循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法等が整備・施行され、事業者並びに県民の意識が高まっており、各方面（農業、畜産、建設、下水道、環境教育等）にわたって適切かつ施策目的を実現するために必要な事業である。 ・目的、対象者に応じ適切に設定されており、事業間の重複、矛盾は無い。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・政策評価指標「産業廃棄物再生利用率」は目標値の前後を推移しており、有効であるが、もう一つの指標「ごみのリサイクル率」は、目標値とはやや離れ、全国平均を下回った。（市町村等のごみ減量化に係る事業を一層支援する必要がある。） ・廃棄物に係る最終処分場の逼迫状況等から一層のリサイクル・再資源化を行う必要があり、事業群はこれらを推進する構成となっている。 ・本事業の効果によるものが全てではないが、県内の廃棄物に係る排出量及び最終処分量は、前年に比較し減少し、リサイクル率も若干上昇しており、県内の状況は施策の目指す方向に進んでおり、有効である。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・業績指標と事業費について、単年度毎の効率性は判断できないが、成果指標が徐々に現れており、全体的には概ね効率的に事業が実施されている。</p>

B 施策評価(総括)

適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・施策の目指す方向に進んでおり、事業群の設定及び有効性は妥当であり、適切に事業が実施されている。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・産業廃棄物再生利用率は目標値の前後を推移しているが、停滞しており事業者等へ一層の働きかけや支援が必要である。 ・また、一般廃棄物(ごみ)に係る目標達成のためには、県民一人ひとりのねばり強く継続的な啓発に加えて、市町村の取組への支援が必要である。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>・農業系廃棄物は、排出者である農業者の責任において適正に処理すべきものであるが、少量・広域といった農業用廃物の特殊性から、市町村と農協が地域協議会を設置し、農業者に代わって適正に処理している。 ・国と県は、適正に処理するための各種情報を提供するなどの支援を行っており、分担は適切で、県の関与は妥当である。</p>	<p>・地域協議会によって、回収の回数が増えることから、年次による変動はあるものの、回収量は着実に増加している。 ・再生処理量は、再生に不向きな物を除き、割以上が再生処理されており、事業は有効であった。</p>	<p>・以前は、県が自ら農業者に対する啓発を行っていたが、県内全域に地域協議会が設立されたことから、農業者に対する啓発活動は地域協議会が実施し、県は地域協議会を支援することで、効率的に執行された。</p>
<p>建設副産物の排出抑制は、発注者としてはもちろんのこと、地方公共団体である県としても再資源化を促進するよう定められており、再資源化、再利用化促進のための情報交換、実態把握のための調査は必要不可欠である。</p>	<p>建設副産物排出調査の実施により、廃棄物の再資源化率の実態が明確となり、情報交換システムと相まって、再資源化率が年々向上しており、事業は有効である。</p>	<p>建設副産物情報交換システムについては、平成17年度から全国的な情報交換システムが整備されたため、移行して効率的な事業の運用を図っている。</p>
<p>・国、県、市町村、民間団体は、「施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性」で述べられている役割分担となっており、県の関与は妥当である。 ・また、各種リサイクル法の整備や廃棄物の再生利用が進むに伴い必要となってくるリサイクル施設の立地促進とその集積を図り、今後の本県を支える産業分野のひとつとして期待される環境・リサイクル産業の振興を図る必要があり、本事業の設定は妥当である。</p>	<p>年度によりばらつきはあるものの過去3年間で14の企業が立地しており、成果も十分にあり、施策目的の実現に貢献している。</p>	<p>本事業は立地企業へ複数年にまたがり奨励金を交付する仕組みになっていること、17年度以前と18年度以降では支援内容が変更になっていることから単位あたり事業費では年度を越えて、単純に比較できない。ただ、過去3年間で14社が立地しており、事業の目的に照らし、効率的に実施されていると判断する。</p>

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
『宮城の将来ビジョン』における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	再生利用を進めるための具体的な手法や条件不利地域への対応策の検討、再生利用や適正処理を促進するため啓発活動を積極的に支援する必要がある。
拡充	本事業は、建設副産物の再資源化、再利用化の促進するために、建設副産物情報交換システムの運用を行うとともに再生利用を総合的かつ効率的に推進する必要がある。
維持	みやぎエコファクトリーの指定団地を増やし、企業の立地を促すことにより、産業分野における循環型社会の基盤形成を推進する必要がある。
取組28	廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果							活動(事業)によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円)					成果指標の値		
					単位当たり事業費(千円)					成果指標の値		
4	ごみ減量化・リサイクル普及啓発演劇上演事業(再掲) 【資源循環推進課】	県民(特に小学生)	小学校(17校)で、ごみの減量化について啓発する演劇を上演した	上演回数(回)	17	17	17	ごみの減量や分別の仕方・大切さ等についての理解を促進した	視聴者数(人)	3,900	4,500	3,100
					4,367	4,290	4,400					
					256.9	252.4	258.8					
5	グリーン製品普及拡大事業(旧リサイクル製品普及拡大事業)(再掲) 【資源循環推進課】	事業者	廃棄物を原材料に用いた製品を認定し、その利用拡大を図った。	新規及び更新認定数(件)	19	16	25	廃棄物の減量化や適正処理を推進するとともにリサイクル産業を育成する。	総グリーン製品数(件)	60	63	64
					4,379	2,225	1,274					
					230.5	139.1	51.0					
6	畜産環境総合整備事業 【畜産課】	畜産農家, 営農集団, 市町村等	家畜排せつ物処理施設や畜産施設周辺環境の整備を行った。	事業地区数(地区)	11	7	5	施設を整備することで畜産に起因する環境汚染の防止を図り、経営の改善を促進。	施設設置による受益農家(戸数)	147	122	32
					1,597,141	1,580,120	1,278,401					
					145194.6	225731.4	255680.2					
7	流域・公共下水道事業 【下水道課】	県・市町村	セメント原料等への有効利用を促進した。	下水汚泥量(WS-t/年)	156,082	162,237	161,268	埋立処分量の減量化を図る。	埋立処分量(t/年)	65,726	45,707	
					4,921,684	5,077,427	4,792,359					
					31.5	31.3	29.7					
8	企業連携型リサイクルシステム構築支援事業 【資源循環推進課】	事業者	複数の排出事業者、処理業者等が業種の枠をこえて連携し、廃棄物の適正処理、効率的なリサイクルシステムの構築を検討する団体へ補助金を交付した。	支援事業者数(事業者)		5	4	産業廃棄物の発生抑制またはリサイクル率の向上を図る。				
						2,273	1,574					
						454.6	393.5					
9	産業廃棄物発生抑制等支援事業 【資源循環推進課】	事業者	産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等を行うための設備整備をする事業者へ補助金を交付した。	支援事業者数(事業者)		3	4	産業廃棄物の発生抑制またはリサイクル率の向上を図る。	補助事業によりリサイクルされた量(t)	-	-	150
						25,738	61,288					
						8579.3	15322.0					
10	地域リサイクルエネルギー資源利用促進事業 【資源循環推進課】	事業者、市町村、県民	リサイクルエネルギーに関するシンポジウムを開催した。(参加者239人)	セミナー等参加者(人)	開催無し	119	239	バイオディーゼル燃料の利活用の必要性について普及啓発を行った。	BDF製造業者数(事業者)	1	7	13
					4,953	1,283	1,321					
						10.8	5.5					

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】</p> <p>【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】</p> <p>【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】</p> <p>【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>・国、県、市町村、民間団体は、「施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性」で述べられている役割分担となっており、県の関与は妥当である。</p>	<p>・ごみ減量化・リサイクル普及啓発演劇の上演希望が多数寄せられており、視聴者数も伸びている。</p> <p>・政策評価指標「一人一日当たりごみ排出量」は平成13年以降減少傾向にあり、もう一つの指標「産業廃棄物排出量」についても、わずかであるが減少した。現状は目指す方向に進んでおり、概ね有効である。</p>	<p>・業績指標と事業費について、単年度毎の効率性は判断できないが、成果指標が徐々に現れており、全体的には概ね効率的に事業が実施されていると判断している。</p>
<p>・国、県、市町村、民間団体は、「施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性」で述べられている役割分担となっており、県の関与は妥当である。</p>	<p>・平成11年度から開始した事業であり、平成17年度には「宮城県グリーン購入促進条例」を制定し、平成18年度は条例に基づく認定となった。</p> <p>・現在、認定製品数は増加傾向にあり、一定の成果が出ていると判断しており、事業は有効である。</p>	<p>・業績指標と事業費について、単位あたりの事業費が減少傾向、成果指標も増加傾向にあり、全体的には効率的に事業が実施されている。</p>
<p>役割分担は適正。</p> <p>家畜排せつ物法の施行に伴う整備であり適切。</p>	<p>畜産経営に起因する環境負荷の軽減を図ることができた。</p>	<p>・国から示されたコストガイドラインに従って行ったため、適切である。</p>
<p>・国において、「バイオマスニッポン総合戦略」、「下水道ビジョン2100」などで下水汚泥の有効利用の必要性が示されている。</p> <p>・県及び市町村は大量に発生する下水汚泥の有効利用を促進するため、安全・確実・低コストが可能な処理方法及び処理先の選択に努めており、適切である。</p>	<p>・発生汚泥量に対する埋立処分量の割合は、年々減少しており、平成19年度は、さらに大幅に減少する見込みであることから有効性は大きい。</p>	<p>・発生汚泥量に対する埋立処分量の割合は、大幅に減少しており、効率的に事業が実施されている。</p>
<p>・国、県、市町村、民間団体は、「施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性」で述べられている役割分担となっており、県の関与は妥当である。</p> <p>・各種リサイクル法の整備や環境意識の高まりに伴い、企業の競争力維持・向上のためには、環境に配慮した積極的な事業活動が求められており、そのための行政の支援も必要であり、本事業の設定は妥当である。</p>	<p>17年度に開始した事業であり、現在、支援事業者数は安定的に推移し、一定の成果が出ていると判断しており、施策目的の実現にも貢献していると考えられる。</p>	<p>・様々な補助事例があることから、業績指標と事業費だけにより効率性を判断することはできないが、本事業の目的であるリサイクルシステム構築の検討は実施されており、効率的に事業が実施されていると判断する。</p>
<p>・国、県、市町村、民間団体は、「施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性」で述べられている役割分担となっており、県の関与は妥当である。</p> <p>・また、各種リサイクル法の整備や環境意識の高まりに伴い、企業の競争力維持・向上のためには、環境に配慮した積極的な事業活動が求められており、そのための行政の支援も必要であり、本事業の設定は妥当である。</p>	<p>17年度に開始した事業だが、支援件数は伸び、事業の成果が出ていると判断しており、施策目的の実現にも貢献していると考えられる。</p>	<p>・様々な補助事例があることから、業績指標と事業費だけにより効率性を判断することはできないが、現在、補助金を投入した事例がおおむね予定通り、廃棄物の発生抑制、リサイクルに貢献していることから、効率的に事業が実施されていると判断する。</p>
<p>・国、県、市町村、民間団体は、「施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性」で述べられている役割分担となっており、かつ、リサイクルエネルギー活用等の取組を推進し、資源の有効活用及び地球温暖化対策を進めるためにも、地域におけるリサイクルの重要性の啓発を行うことが必要である。</p> <p>・また、「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例(平成14年10月施行)」において、県は、地域特性に応じた自然エネルギー等の導入を促進するとされており具体的取組を推進することが必要であり、本事業の設定は妥当である。</p>	<p>成果指標は年々向上しており、事業の成果はあった。また、施策目標の実現にも貢献した。</p>	<p>・単位あたり事業費の推移からすると、数値は年々向上しており、効率的に執行された。</p>

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の未来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	<p>本事業は、小学生を対象にごみ問題への意識啓発を行うものであり、将来的に最もその効果が期待できるので、今後とも対象を拡大していく必要がある。</p>
取組28	<p>廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進</p>
維持	<p>グリーン製品の認定を行い、製品の利用拡大を図るとともにグリーン購入を促進する必要がある。</p>
取組27	<p>環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献</p>
縮小	<p>施設整備は一部地区を除き、ほぼ終了し、今後は適正管理指導を行う。</p>
維持	<p>セメント原料化等のマテリアルリサイクルを推進していくとともに、新たな有効利用の手法としてサーマルリサイクルを実施するための施設整備を行って行く。</p>
維持	<p>廃棄物の発生抑制やリサイクル等に寄与する新たな処理ルート形成に対する支援を行う必要がある。</p>
取組28	<p>廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進</p>
維持	<p>産業廃棄物の発生抑制・リサイクルを行うための設備機器を整備する事業者に対する支援を行い、循環型社会の基盤形成を推進する必要がある。</p>
取組28	<p>廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進</p>
縮小	<p>効率的なバイオマス資源の活用を進めるため、平成18年度より「地域におけるバイオディーゼル燃料活用推進事業」を立ち上げ、本事業は、平成19年度より循環型社会推進費に統合した。</p>
取組28	<p>廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果							活動(事業)によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 [担当課]	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういふ状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円)					成果指標の値		
					単位当たり事業費(千円)					成果指標の値		
11	地域におけるバイオディーゼル燃料利活用推進事業 [資源循環推進課]	事業者、市町村、県民	BDFの品質分析調査の実施、公用車の運行試験	試験・普及啓発のための走行距離(km)			3034	バイオディーゼル燃料の利活用の必要性について普及啓発を行った。	BDF製造業者数(事業者)	1	7	13
							2,000					
							0.7					
事業費計(千円)					6,592,341	6,993,361	6,546,734					

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
<p>・国、県、市町村、民間団体は、「施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性」で述べられている役割分担となっており、かつ、リサイクルエネルギー利活用の取組を推進し、資源の有効活用及び地球温暖化対策を進めるためにも、地域におけるリサイクルの重要性の啓発を行うことが必要である。</p> <p>・また、「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例(平成14年10月施行)」において、県は、地域特性に応じた自然エネルギー等の導入を促進するとされており具体的取組を推進することが必要であり、本事業の設定は妥当である。</p>	<p>18年度から事業を実施したが、17年度以前と比べ、成果指標は向上しており、一定の成果があり、施策目的の実現に貢献した。</p>	<p>18年度から事業を実施したため、単位あたり事業費の推移は見ることはできないが、成果指標からは成果が見られており、効率的に事業が行われたと判断される。</p>

施策を構成する事業の方向性

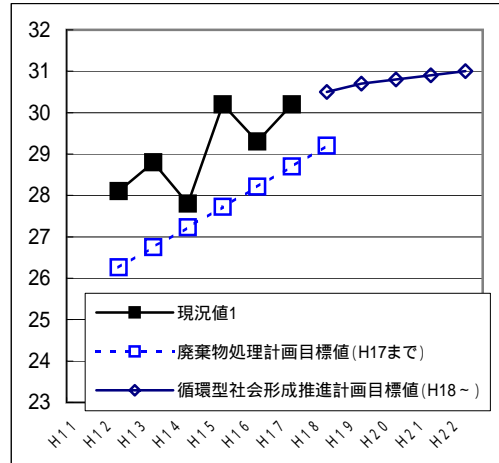
活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
拡充	バイオディーゼル燃料(BDF)の利活用の取組を進め、資源の有効利用及び地球温暖化対策を促進し、地域におけるリサイクルの重要性を啓発する必要がある。
取組28	廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号 11 施策番号 2

対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 資源循環推進課	関係部課室	農林水産部 農産園芸環境課, 畜産課, 土木部 事業管理課, 下水道課
政策名	循環型社会の形成			政策番号	1 - 3 - 4
施策番号	2	施策名	廃棄物の資源化によるリサイクル		

政策評価指標		単位						
産業廃棄物再生利用率		%						
目標値	H17	28.2	H22	31				
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H9	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
現況値	24.8	26.1	28.1	28.8	27.8	30.2	29.3	30.2
仮目標値		25.8	26.3	26.8	27.2	27.7	28.2	28.7
達成度		A	A	A	A	A	A	A



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

宮城県内で発生する産業廃棄物について、直接又は中間処理後に再資源化され、再生利用されている割合

政策評価指標の選定理由

- ・環境負荷の少ない循環型社会の構築のためには、産業廃棄物の発生抑制・再生利用・減量化を推進する必要があり、産業廃棄物の再生利用率を指標として採用した。
- ・宮城県循環型社会形成推進計画(平成18年3月)においても、目標値として掲げ、各種施策の展開、事業の実施に取り組むこととしている。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・目標値については、平成13年度に全国的な廃棄物再生利用率の向上に沿った数値として設定した経緯があるが、現時点では各年度の目標値を上回っている。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

- ・環境負荷の少ない循環型社会の構築のためには、産業廃棄物の再生利用を推進する必要があり、産業廃棄物の再生利用率を指標とすることは適当である。
- ・また、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(H17)においても、再生利用率(率)を指標とし目標値を掲げている。

政策評価指標分析カード(整理番号2)

政策整理番号 11 施策番号 2

対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 資源循環推進課	関係部課室	農林水産部 農産園芸環境課, 畜産課, 土木部 事業管理課, 下水道課
------	-----	-------	---------------	-------	-------------------------------------

政策名	循環型社会の形成	政策番号	1 - 3 - 4
-----	----------	------	-----------

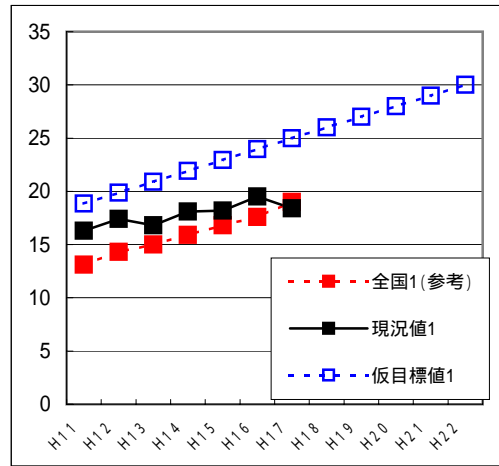
施策番号	2	施策名	廃棄物の資源化によるリサイクル
------	---	-----	-----------------

政策評価指標	単位
--------	----

ごみのリサイクル率	%
-----------	---

目標値	H17	24	H22	30
-----	-----	----	-----	----

評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H9	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
現況値	15.9	16.3	17.4	16.8	18.1	18.2	19.5	18.4
仮目標値		18.9	19.9	20.9	21.9	23.0	24.0	25.0
達成度		B	B	B	B	B	B	B



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

県民の日常生活に直接関わる一般廃棄物の資源化率

政策評価指標の選定理由

・ごみの減量化とリサイクルの推進に対する県民の意識改革の状況を示すものである。
 ・市町村による資源化量と民間団体による資源回収量を基に算定するリサイクル率は、市町村が実施する分別収集に対する日常的な協力と資源化に向けた努力の結果を示すものである。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・ごみのリサイクル率は、H17年度は前年度より約1.1ポイント減の18.4%となり、減少した。特に合併市部を中心に排出量が増加し、リサイクル率が低下した。また、多くの市町村で資源回収量が減少したことが要因である。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・廃棄物対策は排出抑制を最優先することが基本であるが、一般家庭等におけるごみの排出量をゼロにすることは現実的ではないことから、排出されたものを分別回収し可能な限り原材料・資源としてリサイクルすることが必要である。
 ・したがって総排出量のうちどれだけ再生利用されたかの比率を指標に持つことは妥当と考える。